

J A M 政策NEWS

2003年11月18日 第2004-7号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

厚生労働省「年金制度改革案」発表

不信・不安一層拡大

厚生労働省は、11月17日、2004年の年金改革案「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」を発表しました。

厚生年金の保険料を04年度から段階的に引き上げて22年度には年収の20%（労使折半）で固定し、給付をその範囲内で自動的に引き上げる「保険料固定方式」の導入をはじめとする負担と給付の見直し、女性と年金等が示されています。

今後、この厚生労働省案をもとに、政府・与党協議を経て、年末までに年金改革の政府案が決定されます。

また、連合・草野事務局長は談話の中で、「この改正案では、国民の年金制度への不信・不安感を一層高めることになる。」と述べました。

【連合・草野事務局長 談話】

厚生労働省は、04年度の「年金改正案」を公表した。しかし、国民年金の空洞化の抜本対策としての税方式化等については、「長期的な議論」とされ、国庫負担2分の1への引き上げ時期も確定されていない。これでは国民の年金制度への不信・不安感を一層高めることになり、安心・信頼の持てる改革案とは到底言えない。

短時間労働者の時間要件の緩和による厚生年金への適用拡大、在職老齢年金の「一律2割停止」の廃止、次世代・子育て支援策、遺族年金の見直し、年金個人情報の整備等、連合が主張してきた施策が一部取り入れられているものの、問題の多い年金積立金の運用と責任のあり方については、株式投資を含めて従来方針を踏襲したままであり、全く不十分な内容である。

今回の厚生労働省案は、国庫負担の2分の1への引き上げ時期が不明確な中で、保険料凍結を解除して、毎年引き上げ、給付水準は中小企業労働者等の低い年金や既裁定者も含め一律に引き下げる等、景気動向や国民の生活実感に逆行する内容となっている。現在「空洞化」が進行し、国民年金制度が崩壊に瀕している中で、「保険料固定方式」を導入しても、抜本改革とはならない。連合は「空洞化」解消のため、基礎年金を税方式に転換すれば、現行の給付水準を維持しても、厚生年金の将来保険料は、15%程度で十分維持可能であると提案してきた。

連合は、安心と信頼の年金制度とする視点から、

国庫負担の2分の1への早期実現

国民年金の空洞化解消と皆年金制度を確立するための基礎年金の税方式化

現行の年金水準を維持する方策

パート労働者や失業者等への厚生年金の適用拡大等を、政府改正案に盛り込むよう強く求める。

そのため、年金改革実現中央行動等を通じ、国民的な議論のもとで国民合意の年金改革の実現に向け、取り組みを一層強化していく。

【厚生労働省案・概要】

項目	現行制度	厚生労働省案
給付と負担の見直し	5年ごとの財政再計算の際に給付と負担の見直し < 負担 > 厚生年金 = 年収の 13.58% 国民年金 = 13,300円/月 < 給付 > 標準的な厚生年金 = 現役世代の平均的な手取り年収の約 6割	保険料水準固定方式と給付の自動調整の採用 < 負担 > 最終的な保険料水準 厚生年金 = 年収の 20% に固定 国民年金 = 17,000円台に固定 < 給付 > 給付水準は 50% を下限として、50~50% 半ばを確保 基礎年金の国庫負担割合を 2分の1 へ引き上げ
在職老齢年金	60歳台前半の在職者は一律に 2割を支給停止 65歳~69歳までの在職者は、 ・被保険者として保険料を負担 ・賃金と厚生年金の合計額が高い場合は厚生年金の全部又は一部を支給停止	60歳台前半の在職者の年金の一律 2割支給停止を廃止 70歳以降の在職者も 65歳~69歳までの在職者と同様の取扱とする 65歳以降の老齢厚生年金繰り下げ制度を導入 (支給停止の効果は継続) さらに支給開始年齢の引き上げは今回改正では行わない
短時間労働者への厚生年金の適用拡大	厚生年金の適用基準は、労働時間及び労働日数が通常の労働者のおおむね 4分の3 以上ならば適用 厚生年金の標準報酬額の下限は 98,000円	所定労働時間 20 時間以上の者を基本的に適用 標準報酬額の下限を引き下げて適用 被扶養配偶者の給付は行わない (第 3号 としない)
次世代育成支援	育児休業期間中 (1歳まで) 保険料免除。保険料を納付したものととして給付額を算定	子が 3歳に達するまでの間 現行の育児休業中の保険料免除措置を拡大 勤務時間短縮により標準報酬が低下した場合の年金額計算上の配慮措置
女性と年金	第 3号被保険者制度により、第 2号被保険者に扶養される配偶者の基礎年金は個人単位とされたが、報酬比例部分の給付は第 2号被保険者名義 夫婦双方の年金受給額に開きがあり、離婚した女性の高齢期の所得水準が低くなる 遺族年金制度 ・自分自身の保険料納付に基づく給付の全部又は一部が受けられない ・子のいない若齢期の遺族配偶者である女性は、遺族厚生年金を生涯受給可能	第 3号被保険者期間についての年金分割制度の導入 (保険料納付記録の分割) 離婚時の厚生年金分割の仕組みを設ける (保険料納付記録の分割) 遺族年金制度の見直し ・自らの老齢厚生年金を受給した上で、現行水準との差額を遺族年金として支給 ・子のいない若齢遺族配偶者への給付を有期化する
障害年金の改善	障害基礎年金と老齢厚生年金の併給はできず、障害を有しながら就労し、保険料を納付したことが年金給付に結びつきにくい仕組み	障害基礎年金と老齢厚生年金の併給を可能とする (障害を有しながら就労したことを年金制度上評価する仕組みとする)
・年金課税の見直し (世代間・世代内の公平を考慮して見直し)		
・国民年金保険料の徴収対策の強化		
・年金制度を深めるための取り組み (年金個人情報の定期的な通知、点数化して表示)		
・第 3号被保険者の特例届出の実施 (過去の未届期間の救済)		
・年金積立金の運用のあり方の見直し (年金積立金の新たな仕組み等)		
・企業年金の安定化と充実 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置、 確定給付企業遠近制度等の給付建て制度のポータビリティの確保、 確定拠出年金拠出限度額の引き上げ		
・福祉施設の見直し		

